

2013年6月20日 全10頁

IFRS は当面任意適用（速報）

任意適用拡大、エンドースメント IFRS 導入

金融調査部
制度調査担当部長
吉井 一洋

[要約]

- 2013年6月19日に企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議が開催され、報告書案「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針（案）」が議論された。
- 報告書案では、IFRSの強制適用の是非については判断する状況にないとして、IFRSの任意適用要件の緩和、エンドースメント IFRSの導入、単体開示の簡素化を提案している。
- 今後は、任意適用要件の緩和に向けた内閣府令案（連結財務諸表規則等の改正案）のパブコメの実施、エンドースメント IFRSの内容についてのASBJ（企業会計基準委員会）で議論がなされる予定である。
- 本レポートでは、このうちIFRSの任意適用要件の緩和、エンドースメント IFRSの導入を取りあげる。単体開示の簡素化は別途レポートを作成する予定である。

1. 基本的な考え方

報告書案では、「一 はじめに」でこれまでの検討の経緯について述べた上で、「二 IFRSの対応のあり方に関する基本的な考え方」として下記を挙げている。

◇2008年のワシントンサミット的首脳宣言で示された、「単一で高品質な国際基準を策定する」という目標に主体的に取り組むことは日本の企業活動・資金調達に有益であるとともに、日本市場の国際的競争力を確保する観点からも重要である。

◇日本の会計基準は、これまでのコンバージェンスの結果、高品質かつ国際的に遜色のないものとなっているが、引き続き、会計基準の国際的な調和に向けた努力は継続する必要がある。

- ◇IFRS 策定への日本の発言権確保はとりわけ重要であり、そのためにも、IFRS 財団への人的・資金的貢献の継続¹と IFRS 財団モニタリング・ボードのメンバー要件である IFRS の使用（強制または任意の適用を通じた IFRS の顕著な使用）²を勘案しながら、日本の IFRS への態度をより明確に検討していく必要がある。
- ◇その際、現在の IFRS の内容については、基本的考え方として受け入れ難い項目や、日本の企業経営や事業活動の実態にそぐわず、導入コストが過大であると考えられる項目が一部存在し、また、IASB において開発中の項目も存在することを念頭に置く必要がある。併せて、米国の動向など国際情勢に不確実性が存在することを十分に勘案する必要がある。
- ◇わが国が今後「単一で高品質な国際基準の策定」というグローバルな目標に向けてどのように関わっていくのかという観点から、今後数年間が重要な期間となる。このような認識に基づき、まずは、IFRS の任意適用の積上げを図ることが重要であると考えられることから、IFRS への対応の当面の方針として「任意適用要件の緩和」、「IFRS の適用の方法」、及び「単体開示の簡素化」について、考え方を整理する。
- ◇IFRS の強制適用の是非等については、諸情勢を勘案すると、未だその判断をすべき状況にないものと考えられる。この点については、今後、任意適用企業数の推移も含め今回の措置の達成状況を検証・確認する一方で、米国の動向及び IFRS の基準開発の状況等の国際的な情勢を見極めながら、関係者による議論を行っていくことが適当である。
- ◇将来、仮に強制適用を行うこととなった場合には、十分な準備期間を設ける必要がある。

報告書案では、将来、仮に強制適用することとなった場合には、「十分な準備期間」を設ける必要があるとされている。審議会では、この「十分な準備期間」は、自見元大臣の発言にあったように決定してから5～7年と考えていいのかとの質問があった。これについて、事務局からは、適用対象企業を全上場企業とするのか、上場企業の一部に限るのか、任意適用している企業の数がどれくらいあるかなど、その時の環境によって異なるが、準備企業が困らないように配慮することになるうとの回答があった。

¹ 6月19日の審議会の議論の結果、加えられた。趣旨は、IFRSの使用だけが発言権確保の要件でないことを示すためと思われる。

² IFRSの基準設定を行う審議会のメンバーは、IFRS財団の評議員会（Trustees）が指名する。IFRS財団の監視機関としてモニタリング・ボードが2009年に設置された。日本の金融庁長官、米国SEC委員長、欧州委員会域内市場サービス担当委員、IOSCO代表理事会代表・新興市場委員会代表がメンバーで、オブザーバーにパーゼル銀行監督委員会が入っている。2013年5月20日、IFRS財団モニタリング・ボードは、モニタリング・ボードのメンバー拡大について、候補を募集することを公表（募集期限は2013年6月末）した。メンバーの要件として、当該国が、「IFRSの適用に向けて進むこと、及び、最終的な目標として単一で高品質の国際的な会計基準が国際的に受け入れられることを推進すること、について明確にコミットしている。このコミットは、当該市場で資金調達する企業の連結財務諸表についてIFRSの適用を強制又は許容し、実際にIFRSが顕著に適用されている状態となっている、もしくは、妥当な期間でそのような状況へ移行することを既に決定していることにより裏付けられる」ことが要求されている。

2. IFRS の任意適用要件の緩和

続いて、「三 IFRS 任意適用要件の緩和」では、下記の方針を示している。

◇現行の IFRS の任意適用制度においては、下記が要件とされている。

- (1) 上場していること、
- (2) IFRS による連結財務諸表の適正性確保への取組・体制整備をしていること、
- (3) 国際的な財務活動又は事業活動を行っていること、

◇このうち、(2) の IFRS に基づいて作成する連結財務諸表の適正性を確保する取組・体制整備の要件は維持することとし、(1) 「上場企業」及び (3) 「国際的な財務活動・事業活動」の要件は撤廃することとすべきである。

◇これにより、IFRS の任意適用が可能な企業数は大幅に増加することになる。

IFRS の任意適用企業は、報告書案によれば、2013 年 5 月末時点で、適用公表企業を含め、20 社である。

2013 年 2 月末の経団連の調査では、IFRS の任意適用企業は、任意適用・任意適用公表企業に経団連 IFRS 実務対応検討会参加企業、新聞報道等で適用が伝えられている企業を合わせると約 60 社、時価総額は約 75 兆円で、「時価総額上位 50 社のうち約 4 割の企業が公表・検討を行っていると考えられる」と述べている。³

IFRS の任意適用企業の積上げを図るという目的からして、今後は、早期に任意適用要件を緩和するための内閣府令案（連結財務諸表規則等の改正案）のパブコメが実施されるものと思われる。

3. エンドースメント IFRS の導入

「四 IFRS の適用の方法」では、下記の方針を示している。

◇ピュアな IFRS（IASB が策定した IFRS）を適用する意図で既に任意適用している企業が存在することなどを踏まえると、ピュアな IFRS は維持する必要がある。わが国におけるピュアな IFRS の指定方法は再検討すべきである。

◇ピュアな IFRS の他に、「あるべき IFRS」あるいは「わが国に適した IFRS」といった観点から、IFRS の個別基準を一つ一つ検討し、必要があれば IFRS の一部基準を削除・修正して採択するエンドースメントの仕組みを設ける（エンドースメントされた IFRS を導入する）。

- エンドースメント IFRS を導入することにより、4 基準（日本基準、米国基準、IFRS、エンドースメント IFRS）が併存する状況については、「単一で高品質な国際的な会計基準がグローバル

³ 日本経済団体連合会「国際会計基準（IFRS）への当面の対応について」（2013 年 3 月 26 日企業会計審議会資料） http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyousiryousoukai/20130326/08.pdf

に適用される状況に向けての努力は継続されるべきであり、4 基準の併存状態は、大きな収斂の中での一つのステップと位置付けることが適切である」としている。

- エンドースメント IFRS は、「強制適用を前提としたものではない」旨が明記されている。
- エンドースメント IFRS の内容は ASBJ が検討した個別基準を、検討結果を受け金融庁が指定する。
- エンドースメントの判断基準としては、例えば、以下を勘案すべきである。
 - ・ 会計基準に係る基本的な考え方
 - ・ 実務上の困難さ（作成コストが便益に見合わない等）
 - ・ 周辺制度との関連（各種業規制などに関連して適用が困難又は多大なコストを要することがないか）等
- 削除又は修正する項目は国際的にも合理的に説明できる範囲に限定すべきである。
- 上記の方針を踏まえ、ASBJ において速やかにエンドースメントの検討が行われることを期待する。
- IFRS のエンドースメント手続が導入されたとしても、現行の日本基準について、引き続き、これを高品質化するよう、前向きに対応していくことが重要である旨が述べられている。

(1) ピュア IFRS の取扱い

現行制度では、わが国の IFRS 任意適用企業が適用する IFRS は、金融庁長官が「指定国際会計基準」として定めることとされている。「指定国際会計基準」を定めるに当たっては、一部の基準を指定しないことも可能な枠組みとなっているが、一部の基準を修正する手続を念頭に置いた規定とはなっていない。現時点では、IASB が策定した全ての基準がそのまま「指定国際会計基準」とされている。即ち、ピュア IFRS が任意適用されている。

報告書案はピュア IFRS を維持することとしている。私見ではあるが、既にピュア IFRS を任意適用している企業がいることだけでなく、エンドースメント IFRS が世界的に認知されるものとなるかどうかはわからない状況で、今後のグローバルな事業展開や資金調達を行う上でピュア IFRS を選択する企業は当然出てくることを考えれば、妥当な判断であるといえる。

報告書案では、ピュアな IFRS の指定方法について再検討すべきであるとある。どのような方法を想定しているかは現段階では不明だが、エンドースメントと同様の手続をピュア IFRS に適用とした場合、仮に、一部の基準について受け入れられず修正が求められることとなれば、結局、ピュア IFRS そのものが受け入れられないことになってしまうのではないかと懸念される。

(2) エンドースメント IFRS の取扱い

エンドースメント IFRS は、「強制適用を前提としたものではなく」とされている部分について、審議会では、下記の点から、このような記述をする必要があるのか疑義を示す意見が出された。

- ・ エンドースメントを導入するなら、強制適用を前提とすべきである。

- ・ エンドースメントでかつ任意適用という国は、スイスとニカラグアしかない。
- ・ 日本語ならまだしも、報告書案を英訳した場合、IFRS に後ろ向きと誤解され、わが国の国際的な地位低下につながる可能性がある。

これに対しては、報告書案の価値は「強制適用を前提としたものではなく」と入れたことにあるとして、上記の意見に猛反発する意見が別の委員から示され、最終的には原文のままとなった。

筆者は、何らかの形での IFRS の強制適用（例えば、金融商品取引所の一部の市場での強制なども含む）は、わが国の IFRS への取り組みを評価してもらおう上で望ましいとは思っているものの、将来的に仮に、エンドースメント IFRS を強制適用とした場合に、ピュア IFRS の取り扱いはどうなるのかは、疑問が残るところである。

エンドースメント IFRS の ASBJ の検討について、どのようなメンバーで検討するか（作成者の意見も反映されるのか）といった質問もあった。これに対して、ASBJ 所属の委員から、ASBJ が企業会計基準等を開発するにあたって、実施すべき適正手続が理事会で定められており、手続には透明性が確保されていること、「速やかに」検討が行われることを期待するとされているので、通常の会計基準のほどの時間をかけての検討は行えないが、本委員会のみならず、専門委員会での検討、以前の IASB のアジェンダコンサルテーションへの対応のような外部機関での検討も考えられる旨の回答があった。

報告書案では IFRS の個別基準をエンドースメントする際の判断基準の例として3つ挙げられている。私見ではあるが、ある基準をエンドースしない理由として「実務上の困難さ（作成コストが便益に見合わない等）」を挙げた場合、他国では対応可能なのにわが国では対応が困難ということで、わが国企業の体制が脆弱であるような印象を与える可能性があるため、そのようなことのないよう注意する必要がある。

エンドースメントの項目については、報告書案では具体的な記述は無いが、例えば下記の項目が候補として考えられる。

- ◇ わが国では「その他有価証券」の株式を売却した場合に、「その他の包括利益」に一旦計上した評価差額の「売却損益」への振替え（リサイクリング）が行われるが、IFRS では認めていない。
- ◇ 退職給付債務の数理計算上の差異の当期発生額について、わが国では一旦「その他の包括利益」に計上し、その後費用計上する（リサイクリングを行う）が、IFRS では行わない。
- ◇ わが国では開発費は発生時の費用だが、IFRS では一定の要件を満たす場合は資産計上する。
- ◇ 企業結合の際に発生する「のれん」についてわが国では償却するが、IFRS では償却せず、毎期減損テストを行う。 など

(3) 日本基準の取扱い

報告書案では、「IFRS のエンドースメント手続が導入されたとしても、現行の日本基準について、引き続き、これを高品質化するよう、前向きに対応していくことが重要である」と

ある。私見ではあるが、高品質化は最低限必要な対応であり、そのみならず、可能な範囲で IFRS へのコンバージェンスを継続していく努力は必要であると思われる。高品質化=IFRS ではないかもしれないが、IFRS でテーマとして取り上げられている項目について、IFRS の会計処理とわが国の現行の会計処理を比較検討し、IFRS の会計処理が妥当性が高いということであれば、そちらに収れんしていく必要がある。わが国の現行の会計処理を継続する、あるいは IFRS より妥当と思われる基準をわが国において開発した場合は、これらの会計処理の妥当性について IASB 等に意見発信していくことが望ましい。

4. 新指数の活用

2013 年 5 月 14 日、J P X グループー日本取引所グループ及び東京証券取引所ーと日本経済新聞社は、日本の証券市場の更なる発展や活力向上に資することを目的とした新たな株価指数の共同開発を進めていくことで合意した旨を公表している。

報告書案では、新指数の対象企業の選定にあたって、IFRS の適用を考慮することが期待されるとしている。これについて、JPX グループ所属の委員からは、結果として IFRS 採用企業が対象となることを望むが、基本は、ROE の向上についていろいろと真剣に考える企業を対象と想定しており、その中でガバナンスのよさや IFRS 適用が入ってくることが望ましいとの見解が示された。ガバナンスや IFRS 適用は、加点要素にはするが、採用の要件にすることまでは考えていない旨の説明があった。⁴

参考

「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針（案）」

平成 25 年 6 月 〇日

企業会計審議会

一 はじめに

企業会計審議会においては、これまで国際会計基準（IFRS）を巡る諸問題について議論を行ってきた。

2009 年 6 月 30 日には「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」を公表し、IFRS の任意適用や将来的な強制適用の検討などについての考え方を示した。この中間報告に基づいて、2010 年 3 月期から一定の要件を充たす我が国企業について IFRS の任意適用が開始されるなど、所要の対応が図られてきている。

さらに、企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議では、2011 年 6 月から約 1 年間にわたり審議を重ね、2012 年 7 月、「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方についてのこれまでの議論（中間的論点整理）」を公表した。この中間的論点整理では、連単分離を前提に、IFRS の任意適用の積上げを図りつつ、IFRS の適用のあり方について、その目的や我が国の経済や制度などにもたらす影響を十分に勘案し、最もふさわしい対応を検討すべきである、とされたこと

⁴ 大和総研レポート「日本取引所・日経、新株価指数開発へ」（吉井 一洋 2013 年 5 月 24 日）
http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130524_007211.html を参照

ろである。

企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議は、引き続き、この中間的論点整理に基づいて議論を行った。この間、米国においては、2012年7月に証券取引委員会（SEC）の最終スタッフ報告が公表されたが、IFRS 適用の具体的な方向性やスケジュールに関する言及はなされていない。また、2013年3月に、IFRS 財団モニタリング・ボードから、モニタリング・ボードのメンバー要件である「IFRS の使用」の定義を明確化したプレスリリースが公表された。

同年4月には、国際会計基準審議会（IASB）と各国の会計基準設定主体との新しい連携の枠組みとして、日本の企業会計基準委員会（ASBJ）を含む12か国の会計基準設定主体等からなる会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）が設置された。我が国におけるIFRS 任意適用企業数は、2013年5月末時点では、適用公表企業を含め、20社となっている。

企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議では、関係者における今後の対応に資する観点から、これまでの議論や国内外の動向等を踏まえ、IFRS への対応のあり方について、当面の方針を取りまとめることとした。

二 IFRS への対応のあり方に関する基本的な考え方

2008年のワシントンサミット的首脳宣言で示された、「単一で高品質な国際基準を策定する」という目標がグローバルに実現されていくことは、世界経済の効率化・活性化を図る観点から有効であり、また、我が国としてもこの目標を実現していくために主体的に取り組むことは、日本の企業活動・資金調達に有益であるとともに、日本市場の国際的競争力を確保する観点からも重要と考えられる。

また、日本の会計基準は、これまでのコンバージェンスの結果、高品質かつ国際的に遜色のないものとなっており、欧州よりIFRS と同等との評価も受けているが、引き続き、会計基準の国際的な調和に向けた努力は継続する必要がある、日本基準を高品質化するような会計基準の変更については前向きに対応し、高品質な日本基準を維持していくことが重要である。

IFRS は今後とも世界の関係者が参加して改善されていくべきものであることから、IFRS 策定への日本の発言権を確保していくことがとりわけ重要となる。そのためにも、「IFRS 財団への人的、資金的貢献を継続していくとともに」⁵、IFRS 財団モニタリング・ボードのメンバー要件である「IFRS の使用（強制または任意の適用を通じたIFRS の顕著な使用）」を勘案しながら、日本のIFRS への態度をより明確にすることを検討していく必要がある。このことは、国内企業においてIFRS の適用を検討する前提を明確にするためにも望ましいと考えられる。その際、現在のIFRS の内容については、基本的考え方として受け入れ難い項目や、日本の企業経営や事業活動の実態にそぐわず、導入コストが過大であると考えられる項目が一部存在し、また、IASB において開発中の項目も存在することを念頭に置く必要がある。併せて、米国の動向など国際情勢に不確実性が存在することを十分に勘案する必要がある。

以上のことから、単一で高品質な会計基準の策定というグローバルな目標に向けて、国際的に様々な動きが見られる中で、我が国がこれにどのように関わっていくのかという観点から、

⁵ 6月19日の審議会での議論を受けて、原文に加筆される予定である。

今後数年間が我が国にとって重要な期間となる。企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議としては、このような認識に基づき、まずは、IFRS の任意適用の積上げを図ることが重要であると考えられることから、IFRS への対応の当面の方針として、「任意適用要件の緩和」、「IFRS の適用の方法」及び「単体開示の簡素化」について、以下の通り、考え方を整理することとした。

これらの課題についての詳細な規定の整備などは、行政当局等において適切に対応すべきである。

こうした課題への対応に関連して、金融商品取引所においても、新たに開発することとされている新指数の対象企業の選定にあたって、IFRS の適用を考慮することが期待される。これに加え、その他の関係者においても、任意適用の積上げを図るために他に採りうる措置がないか検討がなされることを期待する。

他方、我が国における IFRS の強制適用の是非等については、上記のような諸情勢を勘案すると、未だその判断をすべき状況にないものと考えられる。この点については、今後、任意適用企業数の推移も含め今回の措置の達成状況を検証・確認する一方で、米国の動向及び IFRS の基準開発の状況等の国際的な情勢を見極めながら、関係者による議論を行っていくことが適当である。なお、仮に強制適用を行うこととなった場合には、十分な準備期間を設ける必要がある。

また、我が国の IFRS に関する意見発信の強化のための取組みや IFRS の適用に際しての実務的な不確実性を緩和するための取組みについては、引き続き、関係者が協力して適切に対応していく必要がある。

なお、中間的論点整理で示した連単分離、中小企業等への対応の方針については、引き続きこれを維持すべきである。

三 IFRS 任意適用要件の緩和

現行の IFRS の任意適用制度においては、

- (1) 上場していること、
- (2) IFRS による連結財務諸表の適正性確保への取組・体制整備をしていること、
- (3) 国際的な財務活動又は事業活動を行っていること、

という要件を全て満たした会社を「特定会社」と定義し、IFRS を適用して連結財務諸表を提出することができることとしている（連結財務諸表規則第 1 条の 2）。

近年、IFRS を適用することにより国際的な同業他社との比較可能性を高めることへのニーズが高まっており、そのような意義に鑑みれば、任意適用の対象となる企業を上記要件のすべてを満たす企業に限定する必要はないものと考えられる。また、上記要件を満たさない企業の中には海外からの投資を幅広く受けている企業が存在することも勘案する必要がある。このため、任意適用要件を緩和し、IFRS に基づく適正な財務諸表を作成する意欲と能力がある企業が IFRS を適用できるような制度上の改善を図るべきである。このことは、我が国として単一で高品質な会計基準を策定するという目標に向けて着実に歩みを進めていることを示す意味でも有意義なことであると考えられる。

IFRS の任意適用要件を緩和することにより、IFRS を任意適用する企業数が増加することが見込まれ、国際的にも、IFRS 策定への日本の発言力の確保等に資することになる。

また、IFRS の任意適用要件を緩和することによって、上場準備段階から IFRS の適用を希望する IPO 企業の負担が軽減されるなど、新興市場の育成という観点からも有用である。

IFRS の任意適用要件のうち、上場していること、国際的な財務活動・事業活動を行っていることという要件を撤廃したとしても、IFRS による連結財務諸表の適正性確保への取組・体制整備という要件が充たされているのであれば、財務諸表の質が低下することはないと考えられる。また、会計基準が収斂していく過程で、一時的に異なる基準を適用する企業が存在することは許容せざるを得ないとの指摘もある。

以上を踏まえ、IFRS の任意適用要件のうち、IFRS に基づいて作成する連結財務諸表の適正性を確保する取組・体制整備の要件は維持することとし、「上場企業」及び「国際的な財務活動・事業活動」の要件は撤廃することとすべきである。これにより、IFRS の任意適用が可能な企業数は大幅に増加することになる。

四 IFRS の適用の方法

現行制度においては、我が国における IFRS 任意適用企業が適用する IFRS は、金融庁長官が「指定国際会計基準」として定めることとされている（連結財務諸表規則第 93 条）。「指定国際会計基準」を定めるに当たっては、一部の基準を指定しないことも可能な枠組みとなっているが、一部の基準を修正する手続を念頭に置いた規定とはなっていない。なお、現時点では、IASB が策定した全ての基準がそのまま「指定国際会計基準」とされている。

IFRS の取り込み方法は各国様々であるが、多くの国・地域でエンドースメント手続（自国基準への IFRS の取込み手続）が導入されている。現行の指定国際会計基準については、一部の基準を指定しないことも可能な枠組みになっているという点では一種のエンドースメントであると言えるが、一部の基準を修正する手続を念頭に置いた規定とはなっておらず、実態的にはピュアな IFRS のアドプションとなっている。また、ピュアな IFRS を適用する意図で既に任意適用している企業が存在することなどを踏まえると、ピュアな IFRS は維持する必要がある。なお、この点に関しては、我が国におけるピュアな IFRS の指定方法について再検討すべきである。

このような状況の下で、ピュアな IFRS のほかに、我が国においても、「あるべき IFRS」あるいは「我が国に適した IFRS」といった観点から、個別基準を一つ一つ検討し、必要があれば一部基準を削除又は修正して採択するエンドースメントの仕組みを設けることについては、IFRS 任意適用企業数の増加を図る中、先般の世界金融危機のような非常時に我が国の事情に即した対応を採る道を残しておくことになるなど、我が国における柔軟な対応を確保する観点から有用であると考えられる。

また、エンドースメントされた IFRS は、日本が考える「あるべき IFRS」を国際的に示すこととなることから、今後引き続き IASB に対して意見発信を行っていく上でも有用である。ただし、会計基準の国際的な調和を図る観点から、我が国が行うエンドースメントが前向きな取組みであるということについて、国際的な理解を得ながら進めていく必要がある。

なお、日本基準、米国基準、ピュア IFRS、エンドースメントされた IFRS という四つの基準が並存することに関して、制度として分かりにくく、利用者利便に反するという懸念があるとの指摘がある。この点については、IASB に対する意見発信やコンバージェンスに向けた取組み等、単一で高品質な国際的な会計基準がグローバルに適用される状況に向けての努力は継続される

べきであり、4基準の並存状態は、大きな収斂の流れの中での一つのステップと位置付けることが適切である。

我が国において具体的にエンドースメントされたIFRSを検討するに当たっては、一定の企業においてエンドースメントされたIFRSを採用する意欲があることを踏まえ、これらの企業にとってエンドースメントされたIFRSが有用であるよう、そのニーズも勘案した上で検討する必要がある。また、エンドースメントされたIFRSは、強制適用を前提としたものではなく、あくまでも任意適用企業を対象としたものとして位置づけるべきである。さらに、IFRSのエンドースメント手続が導入されたとしても、現行の日本基準について、引き続き、これを高品質化するよう、前向きに対応していくことが重要であることは言うまでもない。

具体的なエンドースメントの手続については、まず、会計基準の策定能力を有するASBJにおいて検討を行い、さらに、現行の日本基準と同様に、ASBJが検討した個別基準について、当局が指定する方式を採用することが適当である。

IFRSの個別基準をエンドースメントする際の判断基準としては、公益及び投資者保護の観点から、例えば、以下の点を勘案すべきである。

- ・会計基準に係る基本的な考え方
- ・実務上の困難さ（作成コストが便益に見合わない等）
- ・周辺制度との関連（各種業規制などに関連して適用が困難又は多大なコストを要することがないか）等

他方、削除又は修正する項目の数が多くなればなるほど、国際的にはIFRSとは認められにくくなり、IFRS策定に対する日本の発言力の確保等へ影響が生じる可能性がある。このため、我が国の国益も勘案しつつ、単一で高品質な会計基準の策定という目標を達成する観点から、削除又は修正する項目は国際的にも合理的に説明できる範囲に限定すべきである。

なお、この方針を踏まえ、ASBJにおいて速やかにエンドースメントの検討が行われることを期待する。

五 単体開示の簡素化（省略）

（出所）2013年6月19日開催企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議配布資料「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針（案）」